

平成25年度 第1回
神戸市都市計画審議会

都市計画の案に係る意見書の要旨の集約及び神戸市の考え方

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について

(神戸三田線ほか4路線)

都市計画の案に係る意見書の要旨の集約及び神戸市の考え方 目次

1. 玉津大久保線に関する意見 …… 1
2. 八多道場線に関する意見 …… 1
3. 横尾妙法寺線に関する意見 …… 2

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>1. 玉津大久保線に関する意見</p> <p>今後、事業認定が早急に取得できるよう明石市（兵庫県）と協議し工事施工を行うこと。事業実施に関して以下を要望する。</p> <p>① 道路整備により国道175号の交通渋滞を一日も早く解消すること。</p> <p>② 隣接する明石市の明姫幹線との早期接続を図り安心安全なまちづくりを達成すること。</p> <p>③ 事業認定を取得することが緊急の課題である。工事方法も早く整備できる方法を検討すること。</p> <p>④ 区役所、インターチェンジに隣接する宅地条件を活かせるよう早急に道路整備を行うこと。</p> <p>⑤ 道路が未整備のため所有地は3年間空地であり、固定資産税の減免等を考えてほしい。</p>	<p>①～⑤ 玉津大久保線は西区の西部市街地と明石市を連絡する幹線道路であり、代表幅員27m、4車線の道路として都市計画決定されていますが、将来の交通需要、沿道の土地利用状況をふまえ、線形、幅員を変更するものです。</p> <p>本路線は明石市の都市計画道路に接続するため、兵庫県との協議を通じて明石市の意見を聴き、変更案を作成しています。</p> <p>明石市の都市計画道路と接続することにより、国道175号等、周辺道路の交通が分散され交通環境の改善が図られます。このため事業実施に関しては周辺道路の交通状況をふまえ、明石市の道路整備計画との十分な調整を行い、より効率的・効果的な整備が行われるよう引き続き検討して参りたいと考えています。</p> <p>なお、土地に利用制限を受ける都市計画道路の予定地については、固定資産税が安くなる場合があります。</p>
<p>2. 八多道場線に関する意見</p> <p>① 八多道場線の拡幅により、土地2mと建物の柱を取ると、現在の操業を続けることが出来なくなる。また、現状でも土地が狭い状況であり、これ以上土地を減らしたくない。</p>	<p>① 八多道場線は、道場八多地区の道路交通の円滑化などのため計画された道路です。</p> <p>このたびの変更は、地域の意向も踏まえて八多道場線に必要な道路機能を見直した結果、幅員を16mから12mに変更するものです。なお、今回の計画変更により、当該物件の抵触範囲は変わりません。</p> <p>道路整備に伴う土地や建物への影響については、事業化後に測量や詳細設計を行い明らかにします。その上で、神戸市の補償基準に基づき、用地買収、建物補償などを行います。</p> <p>今後、事業実施にあたっては、地権者の個別の事情や意向を踏まえて、ご理解、ご協力が得られるよう、丁寧に進めていきます。</p>

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>3. 横尾妙法寺線に関する意見</p> <p>(1) 道路の線形に関すること</p> <p>① 変更案よりも現在の計画の方が民家が少なく、直線でよい。無理矢理、現道を広げる必要はない。一部の自治会、利益を考えた人達が考えたことと思う。</p> <p>② 団地内の生活道路を都市計画道路の一部に取り込んで整備しようとする「道路整備に関する基本姿勢」が納得できない。大型車も通行するような都市計画道路を、いわば団地内の生活道路を踏み台にして作るようにするのが理解できない。</p> <p>③ 変更線上にある土地や住居の所有者で長年居住している者にとって、変更案は降って沸いた様な計画であり、一番被害にあっている場所である。配慮した計画と思えない。車の通り抜けだけの道路なら、最初の計画の方がわざわざ遠回りしなくても良いと思う。</p>	<p>①～③ 横尾妙法寺線は須磨区を東西に連絡し、地区内の交通処理や市街地形成に資する路線として計画された道路です。</p> <p>ご指摘の区間を含む県道神戸三木線との交差部以東の区間は、主要幹線道路ネットワークとして通過交通の車が走行するための道路ではなく、沿道の地域の方々の安全性や利便性を向上させるなど、地域の課題を改善するための生活幹線道路として位置付けています。</p> <p>変更案は、地域から挙げられた課題（歩行者の安全性、交通停滞、交通事故など）の改善ができ、沿道地区の方々のアクセスの利便性も向上するよう、緑が丘団地～機動隊前交差点～風早間にルートを変更するものです。</p> <p>それにより、現在の計画ルートでは対応できなかった機動隊前交差点付近～風早間の歩道設置や交差点改良などの対策を行うことができます。</p>
<p>(2) 住宅地内の交通量や住環境に関すること</p> <p>① 今回の変更案で整備されると地区外の通過交通が多数団地内を通行するようになるのは明白であり、静かな生活環境が壊されるほか交通事故の発生が現実の問題として危惧される。変更案は通過交通の問題を真に解決することにならず、問題発生の場所を東側に動かすに過ぎない。地域や地元住民の生活環境を無にしない形で進めるべき。</p> <p>② 団地内の一部に都市計画道路が整備されると、この道路に向かって団地内生活道路（家の前の道）を走行する車両が増えてくるため、団地内各戸は騒音、排気ガス、事故発生の危険性が高まるリスクを負うこととなり、住民にとっては理不尽であり、不条理である。平穏な暮らしが台無しになる。</p> <p>③ 便利になれば交通量も今以上に多くなり、緑が丘1、2丁目の住宅街を通り抜けする車両が増える。騒音も出ると思う。</p>	<p>①～③ この地域での交通量は、夢野白川線（西神戸有料道路）の無料化により減ってきており、今後、垂水妙法寺線等の周辺道路が整備されれば、主要幹線道路ネットワークが形成でき、さらに交通量は分散されるものと考えています。</p> <p>ご指摘の区間（緑が丘団地～機動隊前交差点間）は、地域の方々のための生活幹線道路であり、機動隊前の交通量は現状よりも増加しないものと見込んでいます。</p> <p>また、変更案で整備することにより歩道が設置されれば、歩行者の安全性が増すとともに、住宅の前がすぐに車道ではなくなることから、住環境への影響は軽減されると考えています。</p>

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>(3) 補償に関すること</p> <p>① 残った土地（残地、隣接地）は買い取ってくれるのか。</p> <p>② 現在の計画しか考えておらず、この数年でリフォームを行った。急に計画ルートを変更されても困る。計画が変更になれば、適切な補償はあるのか。誠意をもって丁寧に対応してくれるのか。</p> <p>③ 土地や建物は、現在倉庫として活用しており、一部が削られれば作業スペースがとれず、倉庫としての機能が確保できない。土地や建物を全て買い上げてくれるか、代替の土地や建物を用意して欲しい。使用できなくなる間の営業補償等も考慮して欲しい。</p>	<p>①～③ 道路整備に伴う土地や建物への影響については、事業化後に測量や詳細設計などを行い、明らかにします。 その上で、神戸市の補償基準に基づき、用地買収、建物補償などを行います。 今後、事業実施にあたっては、地権者の個別の事情や意向を踏まえて、ご理解、ご協力が得られるよう、丁寧に進めていきます。</p>
<p>(4) 事業時期に関すること</p> <p>① 整備は何年後になるのか。5, 10, 20年後なのか。</p> <p>② 整備目標年次をざっくりとした概略でさえも示していない。</p>	<p>①～② 生活幹線道路区間については、地域の方々との話し合いの結果、地域の課題改善に必要な道路として都市計画変更を行うため、早期の事業化が必要と考えています。 しかしながら、現在事業中の路線や他にも未着手路線があるため、現時点では事業化の時期は未定です。 今後、それら路線の状況や市の財政状況などをふまえながら、事業化の時期を検討していきます。</p>
<p>(5) 地元への説明に関すること</p> <p>① 事業時期や補償内容を質問しても「分らない」との回答であり、それでは判断できないので、この件では全ての事に反対する。現在、抵触予定地で仕事をしており、生活がかかっているのに不親切な対応である。</p> <p>② 計画変更を進めるのであれば、整備予定（見通し）を同時に示して市民の意見を聞くべきである。</p>	<p>①～② 地域からの整備要望等を受け、地域の課題を改善するための「変更素案のたたき台」を作成し、これまで説明会や相談所、都市計画ミニニュースなどにおいて、各自治会や住民の方々に説明を行いました。 その後、各自治会が実施したアンケート調査などにより住民の方々の意向や意見をふまえ、神戸市の考え方を示しながら各自治会と話し合いを行ってきました。 これらの経緯を経て、各自治会には地元意見を取りまとめたいただき、その地元意見をふまえて、変更案を作成しております。 なお、都市計画変更の段階では、事業時期や補償内容などの事業に関する事項は具体的に説明できないため、一般的な考え方の説明となっています。</p>